



長野県報

1月20日(木)
平成23年
(2011年)
第2234号

目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)	4
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	4
保安林予定森林(森林づくり推進課)	5
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	6
都市計画事業の認可(都市計画課)	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	7
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)	8
建設業法に基づく処分(建設政策課)	8
土地区画整理事業の換地処分(都市計画課)	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧(2件)(農地整備課)	8
一般競争入札(特別支援教育課)	9
正誤(森林づくり推進課)	9



長野県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かがやき歯科クリニック	諏訪郡富士見町落合9983-57	平成22年12月1日
イサワ名子薬局	下伊那郡松川町元大島3905-1	平成22年12月1日
なかむら歯科クリニック	上高井郡高山村大字高井6416-2	平成22年11月1日
医療法人 クリニック岡田	上田市中央6-10-10	平成22年11月1日
ジャスコ上田店薬局	上田市常田2-12-18	平成22年10月4日
花岡レディースクリニック	小諸市市町5-4-16	平成22年12月15日
戸倉いせや薬局	千曲市大字上徳間字古屋敷346-4	平成22年12月1日
みやばやし小児科アレルギー科	千曲市上徳間787-1	平成22年11月25日
信州調剤薬局	千曲市杭瀬下3-181	平成22年12月1日
三郷ナカジマ薬局	安曇野市三郷温2987-12	平成22年12月1日
合名会社 上條薬局	安曇野市穂高柏原912	平成22年12月1日

地域福祉課

長野県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
伊藤 直也	塩尻市広丘堅石2146-670	平成22年12月6日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤整骨院	塩尻市広丘堅石2146-670	平成22年12月6日

地域福祉課

長野県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
アイン岡谷薬局	岡谷市本町4-11-34	アイン岡谷薬局	リジョイス岡谷薬局	平成22年 11月1日
		岡谷市本町4-11-34	岡谷市本町4-5616-1	

地域福祉課

長野県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の1（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社 モリヤ薬局	伊那市中央4882番地	平成22年12月31日

地域福祉課

長野県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ジャスコ上田店薬局	上田市常田2-12-18	平成22年10月3日
クリニック岡田	上田市中央6-10-10	平成22年10月31日

地域福祉課

長野県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アルピコ通商株式会社	アルピコ通商ヘルパーステーションふれあい	松本市島立59番地1	平成23年1月16日
特定非営利活動法人コンパ・キュリア	ヘルパーステーションまがりっと	安曇野市堀金鳥川2074番地1	平成23年1月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社宮下商店	秀麗会ケアビレッジ倭	松本市梓川倭2303番地5	平成23年1月16日
社会福祉法人萱垣会	光の園デイサービスセンター	下伊那郡下條村睦沢7105番地	平成23年1月16日

(3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人すばる安曇野共生会	ショートステイ穂高苑	安曇野市穂高有明3074番地4	平成23年1月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社宮下商店	ケアプランサービス倭	松本市梓川倭2303番地5	平成23年1月16日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アルピコ通商株式会社	アルピコ通商ヘルパーステーションふれあい	松本市島立59番地1	平成23年1月16日
特定非営利活動法人コンパ・キュリア	ヘルパーステーションまがりっと	安曇野市堀金鳥川2074番地1	平成23年1月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社宮下商店	秀麗会ケアビレッジ倭	松本市梓川倭2303番地5	平成23年1月16日

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人すばる安曇野共生会	ショートステイ穂高苑	安曇野市穂高有明3074番地4	平成23年1月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第25号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町社字砥沢ノ内長日向沢小日向7966の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置い

て縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
岡谷市岡谷字内山4769の14(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第27号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡平谷村403の983・403の995(以上2筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第28号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町開田高原西野6998の53、6998の57

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第29号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
栗谷俣沢、白山沢、新島々沢、梓川5、梓川4、水沢、梓川3、梓川2、男女沢、梓川1、中沢1、中沢2、中沢3、唐沢川1及び唐沢川2
- 2 指定の区域
松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第30号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
唐沢川1及び唐沢川2
- 2 指定の区域
東筑摩郡山形村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第31号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
栗谷俣沢、白山沢、新島々沢、梓川5、梓川4、水沢、梓川3、

梓川2、男女沢、梓川1、中沢3、唐沢川1及び唐沢川2

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第32号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

竜島(1)、竜島(2)、上赤松、下赤松、波田、三溝(2)、三溝(1)、鍋割、ひばりヶ丘、中波田(1)、上波田、上海渡、横町、中波田(4)、中波田(5)、中波田(2)、中波田(6)、中下原及び中波田(7)

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

竜島(1)、竜島(2)、上赤松、波田、三溝(2)、三溝(1)、鍋割、ひばりヶ丘、中波田(1)、上波田、上海渡、横町、中波田(4)、中波田(5)、中波田(2)、中波田(6)、中下原及び中波田(7)

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画公園事業 3・3・6号 南向公園

3 事業施行期間

平成23年1月20日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野市大字高田字南向、字寺村及び字久保地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 道路の種類 県道

2 路線名 小諸上田線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市芳田字下長峰1318番の5地先から 上田市林之郷字下ノ畑111番地先まで	旧	7.0~17.4 ^m	0.4180 ^{km}
		13.0~54.5	0.3544
同 上	新	13.0~36.0	0.3544

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷飯沼3078番の2地先から 飯田市上郷飯沼3084番の2地先まで	旧	9.4~11.0 m	0.0953 km
同 上	新	12.2~16.0	0.0953

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷飯沼2351番の3地先から 飯田市上郷飯沼3069番の8地先まで	旧	8.0~8.6 m	0.0493 km
同 上	新	11.0~11.4	0.0493

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

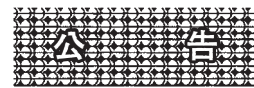
その関係図面は、告示の日から平成23年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年1月20日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1(1) 路線名 市場桜町線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上郷飯沼3078番の2地先から
飯田市上郷飯沼3084番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年1月20日
- 2(1) 路線名 市場桜町線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上郷飯沼2351番の3地先から
飯田市上郷飯沼3069番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年1月20日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢こどもの翼
- 3 代表者の氏名
清水 陽月
- 4 主たる事務所の所在地
上田市下塩尻472番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、教師や教師を志す学生、子ども、保護者、その他、子どもに携わる関係者に対し、子どもに対して価値ある授業技術や学級経営術を学ぶための研修・講習会の企画・開催に関する事業各種や、それぞれの人に有益な情報提供事業を行い、教育力の向上や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケ・セラ
- 3 代表者の氏名
中西 博
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字芳川小屋650番地29
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、知的障害者を主とした障害者自らの音楽活動や他の分野の芸術活動を通じての障害者自立支援事業や障害者が暮らしやすい街作りに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室